

電子提供措置の開始日 2025年5月29日

## 第177期定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

会 社 の 新 株 予 約 権 等 に 関 す る 事 項  
会 計 監 査 人 の 状 況  
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制  
財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
注 記 表

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

## 会社の新株予約権等に関する事項

### その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2024年11月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、2024年11月19日に、同決議に基づく自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けにより、3,858,700株の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といい、このうちSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）からのファシリティ型自己株式取得を「本自己株式取得（ASR）」といいます。）を行いました。本自己株式取得（ASR）における当社の実質的な取得単価の調整手段として、2024年11月18日付の取締役会決議に基づきSMB C日興証券を割当先とした第三者割当による第1回ASR新株予約権（出資金額固定型新株予約権）及び第2回ASR新株予約権（交付株式数固定型新株予約権）（以下総称して「本新株予約権」といいます。）を発行しており、その発行条件は以下のとおりです。

なお、2025年2月13日に、第1回ASR新株予約権（出資金額固定型新株予約権）は全部行使され、第2回ASR新株予約権（交付株式数固定型新株予約権）は全部放棄されました。

### 第1回ASR新株予約権（出資金額固定型新株予約権）

割当日	2024年12月4日
新株予約権の総数	1個
発行価額	0円
発行による潜在株式数	2,508,100株（上限）（注）1
調達資金の額	0円（注）2
行使価格	1円
行使時の交付株式数及びその算定方法	（注）3
割当方式	SMB C日興証券に対する第三者割当方式
権利行使可能期間	2025年2月3日から2025年3月25日までとなります。
その他	（注）4

(注) 1. 潜在株式数は、本自己株式取得において一般の株主の皆様からの売付注文と、第1回 ASR 新株予約権（出資金額固定型新株予約権）における取得予定株式数の合計が取得予定株式数（上限 2,508,100 株）を超えず、かつ「取得可能株式数（平均 VWAP）」が 100 株となった前提とした株式数であり、「売却株式数（日興）」（上限 2,508,200 株）より 100 株を控除した株式数です。

実際の交付株式数は、第1回 ASR 新株予約権（出資金額固定型新株予約権）の権利行使時に下記（注）3 記載の方法により算出されます。

2. 出資金額固定型新株予約権の発行価額及び出資金額固定型新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は 1 円ですが、発行諸費用の概算額を控除し 0 円となります。

3. 第1回 ASR 新株予約権（出資金額固定型新株予約権）は、2025 年 2 月 13 日付でその全部が行使され、当社は S M B C 日興証券に対し、95,800 株の自己株式を交付しました。

出資金額固定型新株予約権の行使時の実際の交付株式数は、出資金額固定型新株予約権の権利行使日に、以下の算式に基づき算出されます。

交付株式数 = ①「売却株式数（日興）」 - ②「取得可能株式数（平均 VWAP）」

①「売却株式数（日興）」は、本自己株式取得（ASR）において S M B C 日興証券が自己の計算で当社に売却した株式数であり、2,486,300 株となりました（上限 2,508,200 株）。

②「取得可能株式数（平均 VWAP）」は 2,390,500 株となりましたが、以下の計算式に従って算出される株式数（計算の結果生じる 100 株未満の端数は切り上げます。）となります。

「取得可能株式数（平均 VWAP）」 = (ア)「受領金額（日興）」 / (イ)「平均 VWAP」

(ア)「受領金額（日興）」は、本自己株式取得（ASR）において S M B C 日興証券が自己の計算で当社に売却した株式の売却額の合計額であり、6,443,246,450 円となりました。

(イ)「平均 VWAP」は、2024 年 11 月 20 日（同日を含みます。）から出資金額固定型新株予約権の権利行使日の直前取引日（同日を含みます。）までの期間、（以下本注記において「平均 VWAP 算定期間」といいます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終日の VWAP の単純算術平均値に 99.75% を乗じた価格（円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し

ます。)であり、2,695.3933円となりました。ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び当社株式のVWAPのない取引日は平均VWAP算定期間に含めません。

4. 当社は、2024年11月18日付でSMB C日興証券との間で、ファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）を締結しており、SMB C日興証券は、金額固定型新株予約権及び交付株式数固定型新株予約権のうち一方を行使する旨の判断を行う場合には、もう一方を行使することができず、放棄する旨が規定されております。また、当社はSMB C日興証券との間で、本新株予約権に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、本新株予約権買取契約には、SMB C日興証券は当社の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨、いかなる場合も出資金額固定型新株予約権と交付株式数固定型新株予約権の一方のみを譲渡することができない旨が規定されています。

第2回ASR新株予約権(交付株式数固定型新株予約権) (注) 1

割当日	2024年12月4日
新株予約権の総数	1個
発行価額	0円
当該発行による潜在株式数	100株
調達資金の額	6,491,000,299円(上限)(注)2
行使価額の算定方法	(注)3
割当方式	SMB C日興証券に対する第三者割当方式
権利行使可能期間	2025年2月3日から2025年3月25日までとなります。
その他	本ファシリティ契約及び本新株予約権買取契約の締結については第1回ASR新株予約権(出資金額固定型新株予約権)に係る(注)4をご参照ください。

(注) 1. 第2回ASR新株予約権(交付株式数固定型新株予約権)は2025年2月13日付で全部放棄されました。

2. 調達資金の額は、本自己株式取得において、一般の株主の皆様からの売付注文と取得予定株式数（ASR）の合計が取得予定株式数（上限）を超えず、かつ「買付必要金額（平均 VWAP）」が1円となった場合を前提とした金額であり、「受領金額（日興）」（上限 6,500,000,300 円）から1円を控除し、さらに本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を控除した金額です。実際の調達資金の額は、下記（注）3記載の方法によって算出される行使価額に基づき減少します。

3. 交付株式数固定型新株予約権の行使時の実際の行使価額は、交付株式数固定型新株予約権の権利行使日に、以下の算出（計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げることとし、計算結果が1円を下回る場合には1円とします。）に基づき算出されます。

行使価額＝①「受領金額（日興）」－②「買付必要金額（平均 VWAP）」

①「受領金額（日興）」は、本自己株式取得（ASR）においてSMB C日興証券が自己の計算で当社に売却した株式の売却額の合計額（上限 6,500,000,300 円）です。

②「買付必要金額（平均 VWAP）」は以下の計算式に従って算出される金額となります。

「買付必要金額（平均 VWAP）」＝（ア）「売却株式数（日興）」×（イ）「平均 VWAP」

（ア）「売却株式数（日興）」は、本自己株式取得（ASR）においてSMB C日興証券が自己の計算で当社に売却した株式数（上限 2,508,200 株）です。

（イ）「平均 VWAP」は、2024年11月20日（同日を含みます。）から交付株式数固定型新株予約権の権利行使日の直前取引日（同日を含みます。）までの期間（以下本注記において「平均 VWAP 算定期間」といいます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終日の VWAP の単純算術平均値に 99.75% を乗じた価格（円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入します。）となります。ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及び当社株式の VWAP のない取引日は平均 VWAP 算定期間を含めません。

## 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 76 百万円

当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計 104 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査業務の報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、台湾森永製菓股份有限公司、上海森永食品有限公司、米国森永製菓株式会社の監査は、それぞれが契約する現地の監査法人によって行われております。

3. 当社は会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、国際会計基準（IFRS）導入助言業務に関し、対価を支払っております。

4. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬として、当事業年度中に8百万円を支払っております。

### 3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針であります。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針であります。

なお、上記の場合のほか、適格性及び信頼性において問題があると判断した場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に諮る方針であります。

## 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### 1. 基本方針

当社グループは、企業価値の最大化並びに企業の永続的発展及び強化を図ることを目的に、内部統制システムの強化及び経営の効率化を図り、業務を適正に執行するとともに、監督及び監査の実効性を高めることといたします。

### 2. 個別方針

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が適正に行われるために、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令及び定款等の遵守体制の確立に努めるとともに、監査役が当該システムの有効性と機能を監査する体制といたします。

また、監査部を社長直轄とし、子会社を含めた全ての部門の内部監査を行い、内部監査の実効性を高めることといたします。

「行動憲章」のもと、「コンプライアンス委員会」を設置し、子会社を含めた継続的な研修等により、コンプライアンス風土の維持・向上に努め、特に反社会的勢力とは断固として対決し、排除に努めるという考えに則り、反社会的勢力からの不法・不当な要求には一切応じないことといたします。

また、国内子会社を含めた「ヘルプライン」(社内及び社外)を設置し、コンプライアンス上問題となる情報を広く収集し、適切な対応を行うことといたします。

なお、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用することといたします。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書取扱い規程」等により、重要な会議の議事録、重要事項に係る決裁申請書等（書面及び電磁的記録）について、法令及び重要度に応じて保存期間を定め、保存及び管理を行うことといたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「トータルリスクマネジメント委員会」を設置し、当社及び子会社の「トータルリスクマネジメント規程」を制定するとともに、想定されるリスクをカテゴリー別に分類及び評価し、平常時における予防対策を実施することといたします。

また、監査部は定期的な内部監査において、リスク管理の状況を監査することといたします。

クライシスが発生した場合は、状況を速やかに評価・判断し、「対策本部」の設置、情報開示等、当該クライシスの性格に応じた必要な対応措置をとるとともに、原因究明、再発防止対策を行うことといたします。

反社会的勢力に対しては、平素から関係行政機関などからの情報収集に努め、事案が発生した場合には警察等関係機関と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処することといたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「決定基準規程」の整備・運用により、当社及び子会社は、法定事項及び重要な職務の執行については取締役会で決定し、その他の職務については担当取締役等へ一部権限を委譲し、職務の執行を効率的に行うことといたします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、「グループ会社運用規程」により、子会社の営業方針、営業実績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けます。

② 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「トータルリスクマネジメント規程」を策定し、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理いたします。当社は、当社グループのリスク管理を担当する「トータルリスクマネジメント委員会」において、グループ全体のリスクを管理し、リスク管理の課題、対応策等を審議いたします。

③ 子会社は、当社に準じた手続きにより業務の執行を効率的に行うこととし、重要事項を決定する際は、「決定基準規程」に基づき、事前

に当社の承認を得る体制といたします。

また、内部監査の共通化により、当社の監査部が子会社を監査し、グループ全体の業務の適正を確保することといたします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、補助使用人を置くことといたします。

補助使用人は、業務の執行にかかわる役職を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従い監査役を補助するものといたします。

また、補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人の任命、異動等の人事権にかかわる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得ることといたします。

(7) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会の他、重要会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する体制をとることといたします。

また、当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務の執行に関し、重大な法令及び定款違反、もしくは不正行為の事実、又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき、又はこれらの者から報告を受けた者は、速やかに常勤監査役に報告する体制をとることといたします。

当社は、取締役及び使用人に対し、かかる報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしないことといたします。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払いを請求したときは、当該費用が不要であると認めた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものといたします。監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、できるだけ、あらかじめ予算を計上しておくものといたします。

また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができるものといたします。

### 3. 運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「行動憲章」の下、「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、コンプライアンスに関する方針の策定・見直しや活動状況のモニタリング等を実施するなど、コンプライアンス経営の構築や推進を行っております。コンプライアンスへの理解を深めるため各階層での社員研修にコンプライアンス研修を組み込むとともに、国内グループ会社で働く全従業員を対象に、コンプライアンス経営の浸透、定着度の把握を目的としてコンプライアンスアンケートを実施し、行動憲章や行動規準を意識した行動ができているか、その他コンプライアンス上の問題がないかをモニタリングしております。アンケートの結果については、コンプライアンス委員会において経営層に報告し、検討を経ることで、森永製菓グループのコンプライアンス状況の把握や今後の対策に生かす実効性レビューを行う他、アンケート結果に応じた研修及び教育を実施するなどのコンプライアンスに関する取組みを継続的に行っております。コンプライアンス違反事案が発生した場合には、社内規程に基づき、処分や処罰を含め、厳正に対処しています。

また、当社グループの内部通報制度であるヘルプラインでは、総務部門、労働組合、常勤監査役及び顧問弁護士ではない弁護士を通報窓口とし、社内イントラネットや研修等を通じ全従業員に周知しております。相談者が被害を受けているコンプライアンス違反案件だけでなく、周りの従業員が被害を受けている場合や、違反かどうか疑問に思うあいまいな案件についても対応しています。また外部弁護士は男性と女性をそれぞれ選任し、相談者の選択の幅を広げています。通報内容については、迅速に事実調査を実施しており、再発防止策を検討し、速やかに実施しております。

反社会的勢力対策として、「行動憲章」に則り、反社会的勢力との関わりを禁止しております。また、所轄警察署との連携を深めるとともに、当社が締結する契約書には暴力団排除条項を定めております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書取扱い規程」に従い、職務執行に係る情報を書面又は電磁的に記録し、適切に保存、管理しております。また、その他重要な文書についても、「文書取扱い規程」に従い保存及び管

理を行っております。営業秘密や個人情報等については、「企業秘密管理規程」「個人情報取扱い規程」「情報システム利用規程」「情報システム開発規程」等の社内規程に基づき、適切な情報管理体制を整備するとともに、セキュリティオペレーションセンターによる 24 時間監視体制を実施しております。また、情報管理に関する研修及び教育を実施し周知しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理を適切に行うために「トータルリスクマネジメント規程」及び各種クライシスに対して「対応要領」を定め、社内イントラネットにて周知を図っております。また、「トータルリスクマネジメント規程」に基づき、想定リスクの把握とリスクの影響度・発生頻度の評価を行い「トータルリスクマップ」を作成し、リスク対応の優先順位を決定しています。リスク対応策の立案部門と実行部門を明確にし、立案部門はリスク対応策の立案と実施状況のモニタリング、改善策の策定を行い「トータルリスクマネジメント委員会」に報告する、という一連のPDCAを回しています。また、災害発生時においても、事業継続を確実にを行うために、主要商品について事業継続マネジメント（BCM）の円滑な運用が図れるよう定期的に見直しを行っています。「トータルリスクマネジメント委員会」は、これらの取組み結果等を取締役会に報告しています。万が一クライシスが発生した場合には、関係部署及び「トータルリスクマネジメント委員会」に対し報告を行うとともに、速やかに対策本部を設置し、適切に対処する体制を整備しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ各社において定めている「決定基準規程」に基づき、業務執行について重要度に応じて、取締役会を筆頭にマネジャーに至るまで決裁権限者を定め決裁を受ける体制を整備しております。

当社は、「取締役会規則」に基づき取締役会を原則として月 1 回、適宜臨時に開催するとともに、取締役及び常勤監査役を中心に構成される「業務執行会議」に取締役会の権限の一部を委譲し、また、取締役及び上席執行役員を中心に構成される「経営戦略会議」で取締役会に上程する重要な議案を事前に審議することにより、効率的な職務執行を行っております。また、職務執行の効率化を図るため、取締役会の開催に先立ち、社外取締役に対しては適宜経営戦略部担当取締役等から議案内容に関し事前説明を実施しております。さらに、執行役員制度を導入し、経営の効率化と業務執行責任の明確化を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ会社運用規程」に基づき、子会社より定期的な報告を受けております。また、当社グループ全体のリスク管理を担当する「トータルリスクマネジメント委員会」においてグループ全体のリスクについて報告を受け、対応を審議するとともに、「グループ責任者会議」を定期的開催し、グループ全体及び子会社各社の課題を共有し、解決に向けて協議、対応しております。子会社はその業務執行の一部について、重要度に応じ当社の取締役会等当社決定基準に基づく決裁権限者の決裁を受けるものとし、当社はその体制を整備しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

現在、監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役会からの求めがあった場合には、当該使用人を置くこととし、取締役からの独立性確保のため、その詳細については監査役会の事前の同意を得ることとしております。

(7) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、取締役会の他、「業務執行会議」、「トータルリスクマネジメント委員会」、「コンプライアンス委員会」等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

常勤監査役は定期的に代表取締役と面談し、また、取締役会から執行部門に権限が委譲された事案のうち、重要なものについては、決裁申請の監査を行っています。監査役は会計監査人と、また常勤監査役は監査部長と定期的及び必要に応じて意見交換を行い、緊密な連携のもと、会計監査及び業務監査を行っています。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役が実施した監査活動において発生した費用は適時適正に請求され、当社は当該費用を速やかに支払っております。

## 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容は次のとおりであります。

### 1. 基本方針の内容の概要

当社は、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大量取得提案の中には、取得目的や取得後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものもあります。

当社は、社会に対してどのように貢献していくのかを表明した「わたしたちの使命（パーパス）」、将来に向けてこうありたい、と考える5つの姿を表現した「わたしたちが目指す未来（ビジョン）」、創業から100年を超える歴史のなかで育み、これからも揺るぎない信念としていく「わたしたちが大切にしたい（バリュー）」、そして、これらを一言で表したコーポレートメッセージである「おいしく、たのしく、すこやかに」で構成された企業理念のもと、企業活動を行っております。

常に顧客視点に立ち、社会・経済環境の変化に柔軟に対応し、経営基盤をより強固なものとしながら、企業価値・株主共同の利益の継続的・持続的向上に努めております。したがって、当社株式に対する大量取得提案が行われた場合には、当社のこのような企業価値・株主共同の利益の毀損を防止する必要があると考えております。

### 2. 基本方針実現のための取組みの概要

#### (1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、2030年に向けた長期経営計画（「2030 経営計画」）及び2025年3月期から2027年3月期までの3年間を対象とする中期経営計画（「2024 中期経営計画」）を策定し、持続可能な社会の実現に貢献しつつ、さらなる長期的な成長と企業価値向上に取り組んでおります。

「2030 経営計画」は、「森永製菓グループは、2030 年にウェルネスカンパニーへ生まれ変わります。」をビジョンとして掲げ、「事業ポートフォリオの転換と構造改革による収益力の向上」「事業戦略と連動した経営基盤の構築」「ダイバーシティ&インクルージョンの推進」を基本方針とし、財務・非財務の両面から重要経営課題を統合し、サステナブル経営を実践してまいります。

2025 年 3 月期を初年度とする「2024 中期経営計画」では、2030 経営計画達成をより確実なものにするための 2nd ステージとして、「飛躍に向けた成長軌道の確立」をキーメッセージとして決めました。成長し続ける永続企業を目指して、重点領域の成長、経営基盤の強化に向け積極的な投資を継続するとともに、基盤領域及び機能部門を中心とした構造改革を推し進めております。また、ROIC マネジメントの実践を通して、これらの戦略をスピードをもって実行することにより、成長性と資本収益性の好循環を生み出し、2030 年に向けた成長軌道を確かなものにしていきます。

当社は、企業価値の最大化及び企業の永続的発展を図ることを目的に、経営の健全性及び効率性の向上、財務内容の信頼性の確保、適時適切な情報開示、法令の遵守並びに各ステークホルダーとの信頼関係の強化を基本方針としてコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。こうした取組みの一環として、取締役の任期を 1 年とし、また、執行役員制度を導入し、迅速な業務執行を行うことができる体制を整えるなどしております。さらに、取締役は 9 名のうち 3 名を社外取締役とし、また、監査役は 4 名のうち 3 名を社外監査役とすることで、経営の監視機能強化を図っております。

## (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008 年 6 月 27 日開催の第 160 期定時株主総会において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入し、その後 3 回の更新を経て、これを継続してまいりましたが、買収防衛策に関する近時の状況や国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、当社を取り巻く経営環境及び市場環境を踏まえ、本プランの継続について慎重に検討した結果、2020 年 5 月 13 日開催の取締役会において、本プランを継続せず、2020 年 6 月 26 日開催の第 172 期定時株主総会の終結時をもって廃止することを決議いたしました。

当社は、本プラン廃止後も当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいり所存であり、当社株式の大量取得行為の提案がなされた場合には、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取

締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を速やかに講じてまいります。

### 3. 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記2(1)に記載した各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものであります。

また、上記2(2)は、当社株式の大量取得行為の提案がなされた場合に、その是非を株主の皆様が検討するための時間と情報を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためのものであり、基本方針に沿うものであります。

したがって、当社取締役会は、上記各取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結株主資本等変動計算書

2024年4月 1日から

2025年3月31日まで

森永製菓株式会社

(単位 百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	18,612	17,186	86,305	△4,865	117,239	7,610	△2	3,027	3,327	13,963	1,450	132,653
連結会計年度中 の変動額												
剰余金の配当			△4,987		△4,987							△4,987
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,710		17,710							17,710
自己株式の取得				△12,460	△12,460							△12,460
自己株式の処分		—	△233	355	121							121
自己株式の消却			△11,717	11,717	—							—
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額 (純額)						△1,849	△121	1,836	△586	△721	77	△643
連結会計年度中 の変動額合計	—	—	771	△386	384	△1,849	△121	1,836	△586	△721	77	△259
当期末残高	18,612	17,186	87,076	△5,252	117,623	5,761	△124	4,864	2,741	13,242	1,527	132,393

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 15社 (主要会社名 高崎森永(株))

非連結子会社の数 2社 (主要会社名 バクテクス(株))

連結子会社であった(株)森永ファイナンスは、2024年10月8日付で解散を決議し、2025年3月27日付で清算終了したため、第4四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社の数 2社 (主要会社名 バクテクス(株))

当連結会計年度において、株式を取得したことによりバクテクス(株)を持分法適用の非連結子会社を含めております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日については、(株)アントステラは2月28日、台湾森永製菓股份有限公司、上海森永食品有限公司、森永食品(浙江)有限公司、米国森永製菓(株)、森永アメリカフーズ(株)、森永アジアパシフィック(株)は12月31日であり、その他の連結子会社は3月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、当該会社の決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をすることとしております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ 主たる棚卸資産

商品及び製品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。在外連結子会社は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15年～45年
機械装置	10年～12年
②無形固定資産（リース資産を除く）	
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	

- ③リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員株式給付引当金

役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

④環境対策引当金

保管中のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理に備えるため、当連結会計年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（キャッシュバランス型年金制度、退職一時金制度共13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に菓子、食品、冷菓及びゼリー飲料等の製造及び販売を行っております。

製品の販売は、顧客へ製品を引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務を充足することになりますが、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、製品の出荷時に収益を認識しております。

当該収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。また、顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等に基づき算定し、返金負債として計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響はありません。

(追加情報)

(自己株式の取得に関する事項)

当社は、2024年11月18日付の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、2024年11月19日に同決議に基づく自己株式の取得を実施いたしました。

なお、自己株式の取得の一部についてファシリティ型自己株式取得(Accelerated Share Repurchase)による方法(以下、「本手法」という。)を用いております。

本手法は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当するものとして、以下のとおり会計処理を行っております。

#### 1. 本手法の概要

当社は、2024年11月19日にToSTNeT-3により1株当たり2,591.5円で3,858,700株、9,999百万円に相当する自己株式を取得し、うち2,486,300株、6,443百万円相当についてSMB C日興証券株式会社(以下、「SMB C日興証券」という。)から買付けを行っております(以下、同社からの自己株式取得を「本自己株式取得(ASR)」という。)

SMB C日興証券からの取得分についての当社の実質的な取得価額が、本自己株式取得(ASR)後の一定期間の東京証券取引所における当社株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値に99.75%を乗じた価格(小数第5位を四捨五入)(以下、「平均VWAP」という。)と等しくなるよう、当社とSMB C日興証券との間で第1回ASR新株予約権(出資金額固定型新株予約権)又は第2回ASR新株予約権(交付株式数固定型新株予約権)を用いた調整取引を行います。

なお、2025年2月13日付で第1回ASR新株予約権が行使されたことに伴い、SMB C日興証券との間で当社株式を用いた調整取引を行いました。具体的には、SMB C日興証券より買付けた2,486,300株から、算出された平均VWAPである2,695.3933円で6,443百万円を除いた2,390,500株(計算の結果生じる100株未満の端数は切り上げた株式数)を控除して算出された当社株式95,800株をSMB C日興証券に交付いたしました。この結果、当社が2024年11月19日実施のToSTNeT-3(その一部であるファシリティ型自己株式取得を含む。)及びその後の本調整取引を通じて取得した実質的な自己株式の取得株式数は、3,762,900株となりました。なお、第1回ASR新株予約権の行使にともない、第2回ASR新株予約権は行使されず失権(消滅)いたしました。

#### 2. 会計処理の原則及び手続

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。また、第1回ASR新株予約権の行使により交付した自己株式については、交付した自己株式の帳簿価額を連結貸借対照表の純資産の部の「自己株式」から減額、新株予約権の行使により払い込みを受けた金銭の額から、交付した自己株式の帳簿価額を控除して得た額を「資本剰余金(その他資本剰余金)」及び「利益剰余金(繰越利益剰余金)」として連結貸借対照表の純資産の部に計上しております。なお、本手法により取得及び交付した当社株式については、1株当たり当期純利益を算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該会計処理方針に基づき、当連結会計年度において、連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として9,758百万円(SMB C日興証券から買付けた当社株式は6,443百万円、SMB C日興証券に交付した当社株式の帳簿価額減少額は241百万円)を計上しております。また、本手法の調整取引で連結貸借対照表の純資産の部に「資本剰余金(その他資本剰余金)」として、負の値で7百万円、及び「利益剰余金(繰越利益剰余金)」として、負の値で233百万円計上しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

建 物 及 び 構 築 物	32,958	百万円
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	78,919	百万円
リ ー ス 資 産	1,265	百万円
そ の 他	5,029	百万円
計	<u>118,173</u>	百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

場所	用途	種類及び減損損失(百万円)				
		建物及び 構築物	機械装置及び 運搬具	土地	その他	合計
東京都国分寺市	事業用資産 (売却予定資産)	17	—	787	0	806
広島県広島市	事業用資産及び 賃貸用資産 (売却予定資産)	105	—	5	0	110
香川県高松市	事業用資産 (売却予定資産)	24	—	46	0	71
鹿児島県鹿児島市	店舗	0	—	—	4	5
佐賀県佐賀市	店舗	2	—	—	2	4
神奈川県相模原市	店舗	0	—	—	3	4
茨城県水戸市	店舗	—	—	—	0	0

(資産のグルーピングの方法)

当社グループは、事業用資産については、事業の種類別セグメントを基礎に独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別し、資産のグルーピングを行っております。ゴルフ場、賃貸用資産、店舗、遊休資産については物件ごとにグルーピングをしており、特定の事業との関連が明確でない資産については共用資産としております。

(減損損失の認識に至った経緯)

売却予定資産については、移転方針の決定により売却予定となったため、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。  
店舗については、投資に見合う回収が不可能と判断されることから、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

(回収可能価額の算定方法)

売却予定資産については、売却見込額に基づく正味売却価額により測定しております。  
店舗については、使用価値により測定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 88,011,638 株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,987	55.00	2024年3月31日	2024年6月28日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

(ア)配当金の総額	5,160百万円
(イ)1株当たり配当額	60.00円
(ウ)基準日	2025年3月31日
(エ)効力発生日	2025年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

また、配当金の総額には「役員報酬B I P信託」が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,523円09銭
2. 1株当たり当期純利益 200円85銭

(注) 当社は、「役員報酬B I P信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、「役員報酬B I P信託」が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じ、短期資金は銀行借入等により、長期資金は銀行借入や社債発行等により調達する方針であります。一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産にて行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

有利子負債は、主に営業取引や設備投資に係る資金調達を目的とした借入金及び社債であります。一部、変動金利であるため金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、製品及び原材料の輸出入等による為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握するなど、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引利用については、信用リスクを軽減するために、格付けの高い銀行とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や市場価格等の変動リスク）の管理

外貨建金銭債権債務については、為替変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスクが懸念されるものについては、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、経理部長が主管となり、取引の内容に応じ社内規程に定められた手続きに基づいて決定しております。その決定された取引の執行及び管理は各関連部門で行われ、常にデリバティブ取引の残高状況、評価損益状況を把握したうえで随時経理部長に報告し、経理部長は必要と認められる場合に随時ポジション状況等を経理部担当取締役等に報告しております。また、経理部担当取締役は必要と認めたデリバティブ取引の執行状況について、四半期ごとに取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び主要な国内連結子会社でCMS（キャッシュマネジメントシステム）を利用し、資金を一元管理する方法により流動性リスクを管理しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じ、短期資金は銀行借入等により、長期資金は銀行借入や社債発行等により調達する方針であります。一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産にて行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

有利子負債は、主に営業取引や設備投資に係る資金調達を目的とした借入金及び社債であります。一部、変動金利であるため金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、製品及び原材料の輸出入等による為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握するなど、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引利用については、信用リスクを軽減するために、格付けの高い銀行とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や市場価格等の変動リスク）の管理

外貨建金銭債権債務については、為替変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的の時価や発行体の財務状況等を把握し、リスクが懸念されるものについては、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、経理部長が主管となり、取引の内容に応じ社内規程に定められた手続きに基づいて決定しております。その決定された取引の執行及び管理は各関連部門で行われ、常にデリバティブ取引の残高状況、評価損益状況を把握したうえで随時経理部長に報告し、経理部長は必要と認められる場合に随時ポジション状況等を経理部担当取締役等に報告しております。また、経理部担当取締役は必要と認めたデリバティブ取引の執行状況について、四半期ごとに取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び主要な国内連結子会社でCMS（キャッシュマネジメントシステム）を利用し、資金を一元管理する等の方法により流動性リスクを管理しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	9,736	—	—	9,736
資産計	9,736	—	—	9,736
デリバティブ取引 通貨関連	—	137	—	137
負債計	—	137	—	137

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	8,807	—	8,807
長期借入金	—	9,832	—	9,832
受入敷金保証金	—	3,260	—	3,260
負債計	—	21,900	—	21,900

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、観察可能なインプットである為替レートを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の時価は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受入敷金保証金

主としてゴルフ会員権の時価は、返還時期を見積もった上で、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,996	22,097

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産		
返金負債及び未払費用（販売促進費）	1,518	百万円
賞与引当金	975	百万円
退職給付に係る負債	2,613	百万円
退職給付信託設定額	724	百万円
減価償却超過額及び減損損失	689	百万円
投資有価証券評価損	239	百万円
未実現固定資産売却益	363	百万円
繰越欠損金	927	百万円
その他	2,021	百万円
繰延税金資産小計	10,072	百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△920	百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△849	百万円
評価性引当額小計	△1,769	百万円
繰延税金資産合計	8,302	百万円
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△2,241	百万円
固定資産圧縮積立金	△1,485	百万円
其他有価証券評価差額金	△2,160	百万円
その他	△457	百万円
繰延税金負債合計	△6,345	百万円
繰延税金資産（△は負債）純額	1,957	百万円

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社（一部を除く）は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。また、当社は確定給付企業年金制度として市場金利連動型のキャッシュ・バランス・プランを導入しております。

確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度（非積立型制度であります。退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、連結子会社（一部を除く）が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	18,515 百万円
勤務費用	813 百万円
利息費用	157 百万円
数理計算上の差異の発生額	△16 百万円
退職給付の支払額	△647 百万円
その他	13 百万円
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>18,836 百万円</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	24,070 百万円
期待運用収益	360 百万円
数理計算上の差異の発生額	△210 百万円
事業主からの拠出額	1,632 百万円
退職給付の支払額	△302 百万円
その他	12 百万円
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>25,561 百万円</u>

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	1,467 百万円
退職給付費用	289 百万円
退職給付の支払額	△99 百万円
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>1,657 百万円</u>

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,836 百万円
年金資産	△25,561 百万円
	<u>△6,725 百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	1,657 百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△5,067 百万円</u>
退職給付に係る負債	2,082 百万円
退職給付に係る資産	△7,150 百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△5,067 百万円</u>

(注) 簡便法を適用した制度を含めております。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	813 百万円
利息費用	157 百万円
期待運用収益	△360 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△594 百万円
簡便法で計算した退職給付費用	289 百万円
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>305 百万円</u>

(6) 退職給付に係る調整額  
 退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。  
 数理計算上の差異 △789 百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額  
 退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。  
 未認識数理計算上の差異 △3,996 百万円

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	7.5 %
国内株式	34.2 %
外国債券	2.5 %
外国株式	5.0 %
現金及び預金	30.1 %
保険資産（一般勘定）	12.5 %
その他	8.2 %
<u>合計</u>	<u>100.0 %</u>

（注）年金資産合計には、退職給付信託が60.0%含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.8%～0.9 %
長期期待運用収益率	1.5 %

なお、当社はポイント制を採用しているため、退職給付債務の算定に際して予想昇給率を使用しておりません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

(単位 百万円)

報告セグメント	主な製品・地域区分	連結損益計算書計上額
食料品製造	菓子食品事業	84,436
	冷菓事業	49,360
	i n 事業	31,339
	通販事業 (注1)	11,184
	事業子会社等 (注1)	11,241
	国内計	187,562
	米国事業	20,956
	中国・台湾・輸出等 (注1)	9,060
	海外計	30,016
	小計	217,578
食料卸売	業務用食品の卸売	8,690
不動産及びサービス	ゴルフ場経営	791
その他 (注2)		817
顧客との契約から生じる収益 合計		227,878
不動産及びサービス	不動産賃貸	1,079
その他の収益 合計		1,079
外部顧客への売上高 合計		228,957

(注1) 従来、「通販事業」や「事業子会社等」の海外向けの売上高を「中国・台湾・輸出等」の区分に含めて表示しておりましたが、「2030経営計画」「2024中期経営計画」に沿った当社グループの経営管理の実態を明瞭に表示するため、当連結会計年度の期首より「通販事業」又は「事業子会社等」の区分に含めて表示する方法に変更しております。

(注2) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、研究用試薬の製造販売他であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

当社グループにおいては、契約資産の残高がなく、また、契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要な金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項について決議いたしました。

また、上記取締役会決議に基づき、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

1 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元の実現及び資本効率の向上を図るため

2 取得に係る事項の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式   |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,000,000株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合2.32%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 5,500,000,000円 (上限)                                |
| (4) 取得期間       | 2025年5月12日～2025年5月16日                              |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け             |

3 取得結果

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 取得した株式の種類  | 当社普通株式                                 |
| (2) 取得した株式の総数  | 1,900,000株                             |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 4,749,050,000円                         |
| (4) 取得日        | 2025年5月13日                             |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け |

4 消却に係る事項の内容

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| (1) 消却対象株式の種類 | 当社普通株式              |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記3により取得した自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日     | 2025年6月13日          |

(ご参考) 2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 86,001,766株

自己株式数 (単元未満株式含む) 2,009,872株

(注) 自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式 (80,784株) を含めておりません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	18,612	17,186	—	17,186	3,112	7,000	53,896	64,009	△ 4,865	94,943
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△ 4,987	△ 4,987		△ 4,987
固定資産圧縮積立金の積立					291		△ 291	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 145		145	—		—
実効税率の変更に伴う 積立金の減少					△ 40		40	—		—
当期純利益							11,779	11,779		11,779
自己株式の取得									△ 12,460	△ 12,460
自己株式の処分				—	—		△ 233	△ 233	355	121
自己株式の消却							△ 11,717	△ 11,717	11,717	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	105	—	△ 5,265	△ 5,159	△ 386	△ 5,546
当期末残高	18,612	17,186	—	17,186	3,218	7,000	48,631	58,849	△ 5,252	89,396

(単位 百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	7,288	△ 5	7,283	102,226
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 4,987
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
実効税率の変更に伴う 積立金の減少				—
当期純利益				11,779
自己株式の取得				△ 12,460
自己株式の処分				121
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 1,849	△ 113	△ 1,962	△ 1,962
事業年度中の変動額合計	△ 1,849	△ 113	△ 1,962	△ 7,508
当期末残高	5,439	△ 118	5,321	94,717

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式 ・ ・ ・ ・ ・ 移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの ・ ・ ・ ・ ・ 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市 場 価 格 の な い 株 式 等 ・ ・ ・ ・ ・ 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製 品 ・ ・ ・ ・ ・ 総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕 掛 品 ・ ・ ・ ・ ・ 総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品 ・ ・ ・ ・ ・ 総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15年～45年、構築物10年～45年、機械装置10年～12年であります。

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・ 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退 職 給 付 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (キャッシュバランス型年金制度、退職一時金制度共13年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員株式給付引当金 ・ ・ ・ ・ ・ 役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

(5) 環 境 対 策 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・ 保管中のポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の処理に備えるため、当事業年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に菓子、食品、冷菓及びゼリー飲料等の製造及び販売を行っております。

製品の販売は、顧客へ製品を引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務を充足することになりますが、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、製品の出荷時に収益を認識しております。

当該収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。また、顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等に基づき算定し、返金負債として計上しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理 ・ ・ ・ ・ ・ 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

(自己株式の取得に関する事項)

当社は、2024年11月18日付の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、2024年11月19日に同決議に基づく自己株式の取得を実施いたしました。

なお、自己株式の取得の一部についてファシリティ型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) による方法 (以下、「本手法」という。) を用いております。

本手法は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当するものとして、以下のとおり会計処理を行っております。

#### 1. 本手法の概要

当社は、2024年11月19日にToSTNeT-3により1株当たり2,591.5円で3,858,700株、9,999百万円に相当する自己株式を取得し、うち2,486,300株、6,443百万円相当についてSMB C日興証券株式会社 (以下、「SMB C日興証券」という。) から買付けを行っております (以下、同社からの自己株式取得を「本自己株式取得 (ASR)」という。)

SMB C日興証券からの取得分についての当社の実質的な取得価額が、本自己株式取得 (ASR) 後の一定期間の東京証券取引所における当社株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値に99.75%を乗じた価格 (小数第5位を四捨五入) (以下、「平均VWAP」という。) と等しくなるよう、当社とSMB C日興証券との間で第1回ASR新株予約権 (出資金額固定型新株予約権) 又は第2回ASR新株予約権 (交付株式数固定型新株予約権) を用いた調整取引を行います。

なお、2025年2月13日付で第1回ASR新株予約権が行使されたことに伴い、SMB C日興証券との間で当社株式を用いた調整取引を行いました。具体的には、SMB C日興証券より買付けた2,486,300株から、算出された平均VWAPである2,695.3933円で6,443百万円を除いた2,390,500株 (計算の結果生じる100株未満の端数は切り上げた株式数) を控除して算出された当社株式95,800株をSMB C日興証券に交付いたしました。この結果、当社が2024年11月19日実施のToSTNeT-3 (その一部であるファシリティ型自己株式取得を含む。) 及びその後の本調整取引を通じて取得した実質的な自己株式の取得株式数は、3,762,900株となりました。なお、第1回ASR新株予約権の行使にともない、第2回ASR新株予約権は行使されず失権 (消滅) いたしました。

#### 2. 会計処理の原則及び手続

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。また、第1回ASR新株予約権の行使により交付した自己株式については、交付した自己株式の帳簿価額を貸借対照表の純資産の部の「自己株式」から減額、新株予約権の行使により払い込みを受けた金銭の額から、交付した自己株式の帳簿価額を控除して得た額を「資本剰余金 (その他資本剰余金)」及び「利益剰余金 (繰越利益剰余金)」として貸借対照表の純資産の部に計上しております。なお、本手法により取得及び交付した当社株式については、1株当たり当期純利益を算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該会計処理方針に基づき、当事業年度において、貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として9,758百万円 (SMB C日興証券から買付けた当社株式は6,443百万円、SMB C日興証券に交付した当社株式の帳簿価額減少額は241百万円) を計上しております。また、本手法の調整取引で貸借対照表の純資産の部に「資本剰余金 (その他資本剰余金)」として、負の値で7百万円、及び「利益剰余金 (繰越利益剰余金)」として、負の値で233百万円計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建		物	24,156 百万円
構	築	物	3,304 百万円
機	械	及	
車	両	運	
工	具	、	
リ	一	ス	
		資	
		産	
		計	
			<hr/>
			96,283 百万円
			<hr/>

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短	期	金	銭	債	権	3,028 百万円
長	期	金	銭	債	権	400 百万円
短	期	金	銭	債	務	24,308 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高

3,320 百万円

仕 入 高

51,140 百万円

営業取引以外の取引による取引高

2,574 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

2,090,656 株

(注) 自己株式の数には役員報酬BIP信託が保有する当社株式(当事業年度末80,784株)が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
返金負債及び未払費用（販売促進費）	1,284	百万円
未払事業税	109	百万円
賞与引当金	689	百万円
退職給付引当金	2,493	百万円
退職給付信託設定額	1,122	百万円
減価償却超過額及び減損損失	449	百万円
関係会社株式評価損	3,252	百万円
投資有価証券評価損	238	百万円
その他	943	百万円
繰延税金資産小計	10,585	百万円
評価性引当額	△3,884	百万円
繰延税金資産合計	6,701	百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	△1,383	百万円
固定資産圧縮積立金	△1,477	百万円
その他有価証券評価差額金	△2,292	百万円
その他	△388	百万円
繰延税金負債合計	△5,541	百万円
繰延税金資産（△は負債）純額	1,159	百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	高崎森永(株)	所有 直接100%	当社製品の 製造	原材料の有償支給 (注1)	9,483	流動資産 その他	1,576
				製品の購入 (注1)	29,036	買掛金	2,463
			資金貸借取引	CMSによる預り (注2) 利息の支払	— 17	預り金 未払費用	9,936 —
子会社	森永商事(株)	所有 直接100%	資金貸借取引	CMSによる預り (注2) 利息の支払	— 6	預り金 未払費用	3,132 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般取引と同様に、毎期交渉の上、取引条件を決定しております。

(注2) 子会社からのCMS(キャッシュマネジメントシステム)による資金の預りについては、市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。また資金の預りは、適宜実行しているため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,102円38銭
2. 1株当たり当期純利益	133円59銭

(注) 当社は、「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、役員報酬BIP信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(収益認識に関する注記)

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項について決議いたしました。

また、上記取締役会決議に基づき、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

1 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元の充実及び資本効率の向上を図るため

2 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得し得る株式の総数	2,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.32%)
(3)株式の取得価額の総額	5,500,000,000円(上限)
(4)取得期間	2025年5月12日～2025年5月16日
(5)取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

3 取得結果

(1)取得した株式の種類	当社普通株式
(2)取得した株式の総数	1,900,000株
(3)株式の取得価額の総額	4,749,050,000円
(4)取得日	2025年5月13日
(5)取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

4 消却に係る事項の内容

(1)消却対象株式の種類	当社普通株式
(2)消却する株式の総数	上記3により取得した自己株式の全株式数
(3)消却予定日	2025年6月13日

(ご参考) 2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	86,001,766株
自己株式数(単元未満株式含む)	2,009,872株

(注) 自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式(80,784株)を含めておりません。

(その他の注記)

該当事項はありません。